

仕 様 書

1. 業 務 名 豊橋市障害児者相談支援事業委託業務
2. 業 務 場 所 豊橋市長の指示する場所
3. 業 務 期 間 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで
豊橋市は、上記業務期間にかかわらず、令和6年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。
4. 業 務 内 容 別紙「豊橋市障害児者相談支援事業実施要綱」第2条第4項及び第4条から第8条による。
5. 実 績 報 告 実績報告書にて、毎月の実績を翌月10日までに報告する。ただし、3月分の実績については、当月31日に報告を行うものとする。
6. 対 象 者 同要綱第3条による。
7. 配 置 職 員 等 事業の実施にあたり、同要綱第5条による専門的職員として、相談支援従事者現任研修を修了（又は令和6年3月末までに修了見込）した相談支援専門員であり、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士又は保健師等、医療・福祉・保健・教育の何れかに関する資格を有し、福祉業務の実務経験10年以上の者を常勤で1名以上配置し、障害種別に関わらず相談支援等を行うものとする。